みどり市女性在宅就業支援業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和８年４月27日

みどり市長　須藤　昭男

１　業務概要

（１）業務名　　みどり市女性在宅就業支援業務委託

（２）業務目的及び内容　　別紙「仕様書」のとおり。

（３）履行期間　　契約締結日の翌日から令和９年３月31日まで

２　参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

（３）銀行取引停止処分を受けていない者であること。

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

（５）本公告の日から受託候補者の特定の日まで、みどり市から指名停止措置を受けていない者であること。

（６）みどり市暴力団排除条例（平成24年みどり市条例第12号）第２条各号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しない者であること。

（７）国税（法人税、消費税及び地方消費税）並びに地方税（市税等）を滞納していない者であること。

（８）その他法令に違反していないこと、又は違反するおそれがない者であること。

（９）情報の取扱いについて、不正アクセスの防止、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等の防止を図るため、個人情報保護に関する社内規定や法令遵守（コンプライアンス）の体制が整備されている者であること。

(10) 過去５年間（令和３年度から令和７年度まで）において、群馬県内又は近隣の地方公共団体が発注した、本業務と同一又は類似の業務を元請けとして受託した実績を有する者であること。

３　手続

みどり市女性在宅就業支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等による。なお、実施要領、仕様書、各種様式等は、みどり市ホームページ上で公開する。

４　事務局

（１）所在地　　〒379-2311

群馬県みどり市笠懸町阿左美1912番地１（みどり市役所　農林業センター内）

（２）担当課　　みどり市産業観光部　商工課

電話　0277-76-1938（直通）　　メール　shoko@city.midori.gunma.jp